

## 『岡山オルガノン』の構築」事業における単位互換に関する実施要項

『岡山オルガノン』の構築」事業における単位互換制度に関する『大学コンソーシアム岡山』参加大学相互間の単位互換に関する協定書』の利用同意書第3条第2項の規定に基づき、構成大学間の単位互換に関する実施要項を作成する。

(授業科目及び受入学生数の決定)

第1条 構成大学は、単位互換履修生として履修できる授業科目及び受入学生数については、前年12月末までに決定する。

(募集要項の作成)

第2条 大学教育連携センター（以下「センター」という）は、構成大学が決定した授業科目及び受入学生数に基づき、単位互換履修生について募集要項（以下「募集要項」という）を作成し、前年度2月末日までに構成大学へ通知する。

2 募集要項には、当該大学が実施する単位互換の実施方法（出願条件、授業科目、単位数、受入学生数、履修期間、試験、出願手続き、施設の利用、その他）を記載する。

(受入依頼及び通知)

第3条 構成大学は、学生の出願に基づき、原則として前期にあつては4月上旬、後期にあつては、7月中旬までに、受入大学へ一括して受入依頼を行う。

2 受入大学は、受入の可否を速やかに派遣大学およびセンターへ通知する。

(出願・履修・入学手続)

第4条 単位互換履修生として科目履修を希望する学生は、派遣大学に募集要項に定められた所定の出願書類を提出しなければならない。

2 単位互換履修生として許可された者は、最初の授業の前までに派遣大学の教務部・課窓口、もしくは授業の受講時に、受入大学が派遣大学に送付した身分証明書等の必要な資料を受け取らなければならない。

(出席の管理)

第5条 派遣大学は派遣大学に在籍する単位互換履修生の名簿を作成し、受入大学は授業科目における構成大学全体の単位互換履修生の名簿を作成する。

2 ライブ型遠隔授業の出席の管理は派遣大学が行い、当該学期の授業終了後、派遣大学は受入大学に出席状況を速やかに報告する。

3 対面式授業およびVOD型e-Learningの出席の管理は、受入大学が行う。

(試験の実施)

第6条 定期試験・追試験の実施及び受験上の取扱い等については、受入大学の定めるところによる。

(成績及び単位修得の報告)

第7条 受入大学は、派遣大学およびセンターへ成績及び単位修得について当該学期ごとに速やかに報告する。

(証明書の発行)

第8条 単位を修得した科目の成績証明書は、派遣大学で発行する。

(休学、退学等の通知)

第9条 単位互換履修生が、休学、退学等身分に異動があった場合は、派遣大学は、受入大学に通知する。

(成績管理)

第10条 受入大学は、単位互換履修生の成績原簿を保管する。

(資料の交換)

第11条 構成大学は、単位互換に関する協定書等及び実施要項に関する資料を交換する。

(有効期間)

第12条 本実施要項の有効期間は、平成22年4月1日から平成24年3月31日までとする。

(その他必要事項)

第13条 この要項に定めるもののほか、必要な事項については、構成大学間において協議のうえ、定めるものとする。

(適用の範囲)

第14条 この実施要項は、平成22年度単位互換履修生および平成23年度単位互換履修生に適用する。

附則 この実施要項は、平成22年4月1日から施行する。

『岡山オルガノン』の構築」事業における単位互換制度に関する  
『大学コンソーシアム岡山』参加大学相互間の単位互換に関する協定書」の利用同意書

岡山理科大学、岡山大学、岡山県立大学、岡山学院大学、岡山商科大学、川崎医科大学、川崎医療福祉大学、環太平洋大学、吉備国際大学、倉敷芸術科学大学、くらしき作陽大学、山陽学園大学、就実大学、中国学園大学、ノートルダム清心女子大学（以下、「構成大学」という）が、大学教育充実のための戦略的大学連携支援プログラムに基づく構成大学間の連携取組事業（以下、「連携取組事業」という）に関し締結した「大学教育充実のための戦略的大学連携支援プログラムの共同実施に関する協定書」第2条に基づき、『大学コンソーシアム岡山』参加大学相互間の単位互換に関する協定書（平成19年9月11日締結、平成19年10月1日発効）および別途定められた覚書等（以下、「単位互換に関する協定書等」という）を連携取組事業における構成大学間の単位互換協定として利用することに以下のとおり同意する。

（利用の範囲）

第1条 この同意書の利用の範囲は連携取組事業における構成大学間とする。

（利用の期間）

第2条 この同意書の利用の期間は、平成22年4月1日から平成24年3月31日までとする。

（適用の範囲）

第3条 連携取組事業の推進において、構成大学は単位互換に関する協定書等に定める関連条項を遵守しなければならない。ただし、単位互換に関する協定書等の内、実施要項、申合せ事項第3項、第5項、第8項はこの限りではない。

2 連携取組事業における単位互換に関する実施要項は別途定める。

（単位互換に関する協定書等の変更時の対応）

第4条 単位互換に関する協定書等に改定があった場合は、新たに施行された協定書に従うものとする。

（同意書の改定）

第5条 この同意書は、構成大学の協議と合意のもとに、必要に応じて改定することができる。

(協議事項)

第6条 この同意書に定めるもののほか、各条項に疑義が生じた場合は、構成大学間において協議の上解決をはかるものとする。

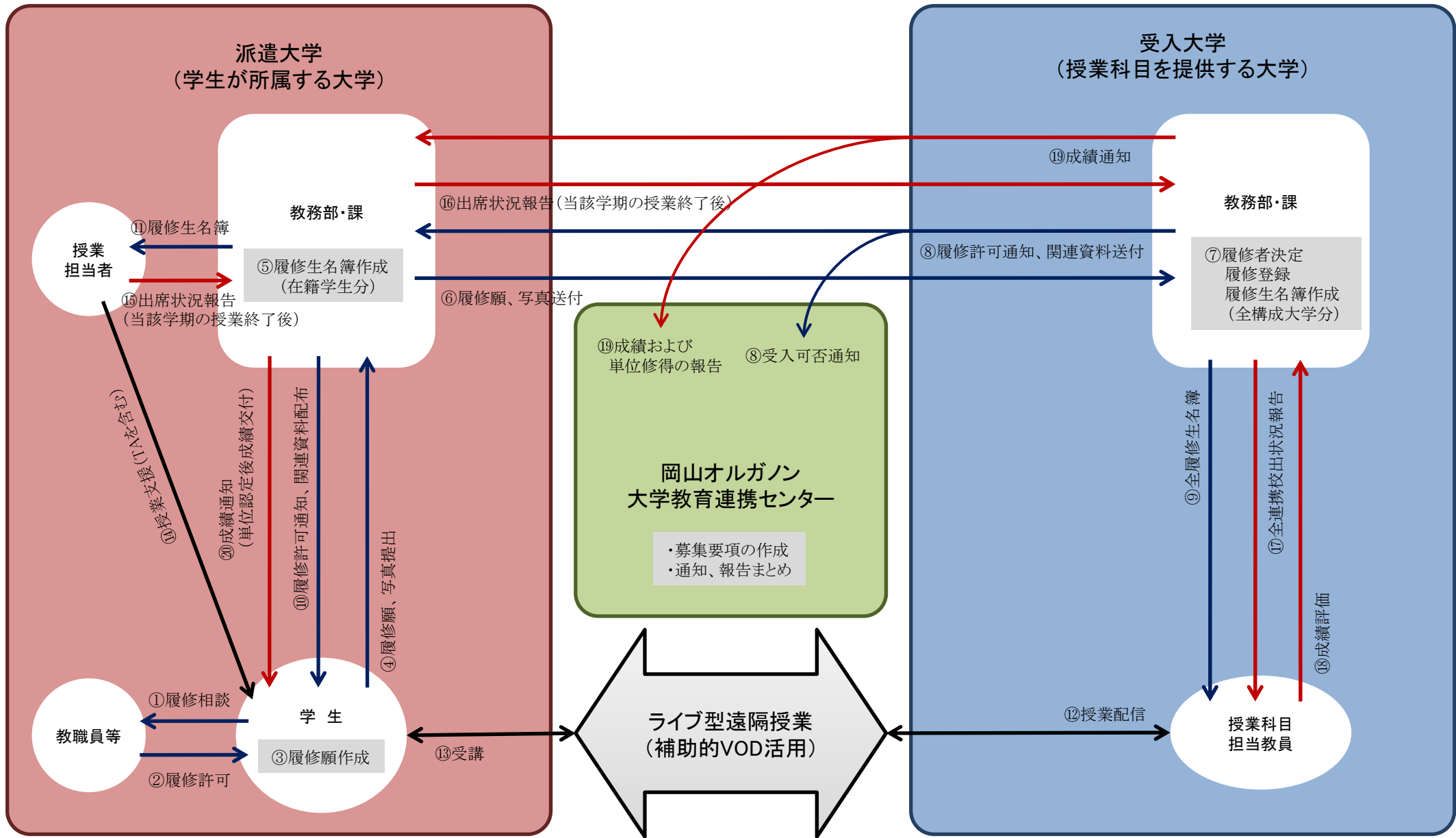
平成22年3月29日

大 学 名

学 長 名

印

『岡山オルガン』の構築」事業における単位互換に関する履修手続きフローチャート(ライブ型遠隔授業)



※③「履修願作成」: 学生は履修願を派遣大学の担当窓口または岡山オルガンホームページから入手できる。

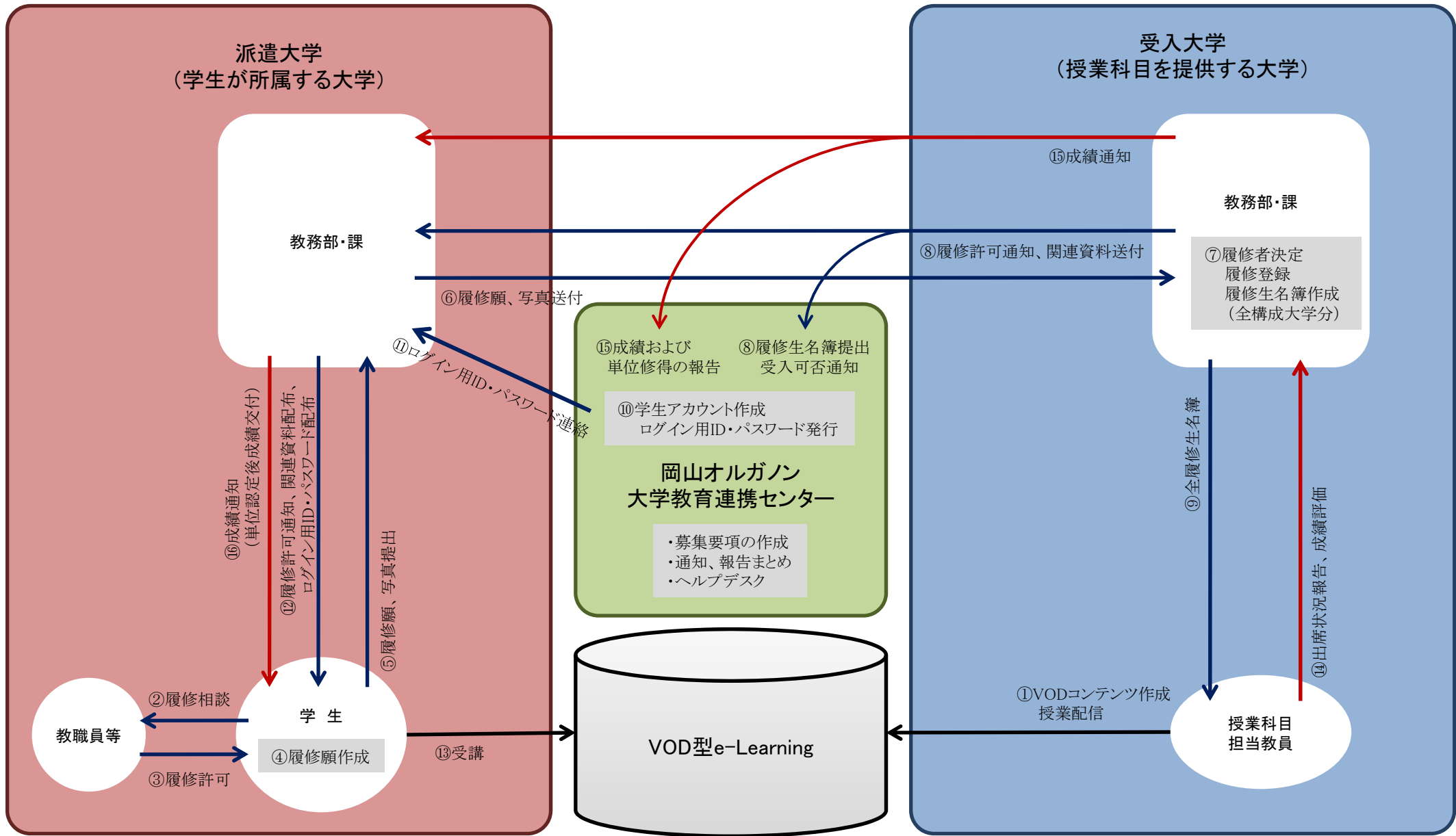
※⑧⑩「履修許可通知」: 場合によっては「不許可通知」もあり得る。

※⑧「関連資料」: 身分証明書や施設利用案内等であり、各大学ごとに配布資料は異なる。

※⑩「関連資料」: 授業開始前までに派遣大学の担当窓口もしくは授業の受講時に学生に配布する。



「『岡山オルガノン』の構築」事業における単位互換に関する履修手続きフローチャート(VOD型e-Learning)



※④「履修願作成」:学生は履修願を派遣大学の担当窓口または岡山オルガノンホームページから入手できる。

※⑧⑫「履修許可通知」:場合によっては「不許可通知」もあり得る。

※⑧「関連資料」:身分証明書や施設利用案内等であり、各大学ごとに配布資料は異なる。

※⑫「関連資料」:授業開始前までに派遣大学の担当窓口で配布する。

→ 授業開始前手続き  
→ 授業終了後手続き